

遠州鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則

第1章 総則

第1条 (目的)

この規則は、遠州鉄道株式会社(以下、「当社」といいます。)が、当社が発売するICカードを媒体とした定期乗車券及び回数乗車券の利用者に提供するサービスの内容と、ICカード乗車券の利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

第2条 (適用範囲)

- 定期乗車券、回数乗車券の取扱は当社 一般乗客旅客自動車運送事業運送約款(以下「運送約款」という。)鉄道線旅客営業規則(以下「営業規則」という。)及び社内規則(取扱い細部)によりますが、ICカード乗車券の取扱について、当社運送約款、営業規則及び社内規則(取扱い細部)に定めがない場合または当社運送約款、営業規則及び社内規則(取扱い細部)と異なる取扱の場合は、この規則が優先します。
- この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送については、改定された規則の定めるところによります。
- この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

第3条 (用語の定義)

この規則における主な用語の定義は、次の各項に掲げる通りとします。

- 「Nice Pass(ナイスパス)」とは、当社が発売するICカード乗車券をいいます。
- 「学生カード」とは、Nice Passのうち旅客が学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所または当社の指定する学校に通学または通園する者に対して発売するカードをいいます。(券面には「学」印が印刷されます)
※2021年4月1日以降は、定期券機能を利用する旅客に限り発売します。
- 「小児カード」とは、小学生以下の小児に対して発売するカードをいいます。(券面には「小」印が印刷されます)
- 「一般カード」とは、上記(2)～(3)以外のカードをいいます。
- 「障がい者カード」とは、上記(2)～(4)のカードで身体障がい者手帳または療育手帳を所持する者に対して発売するカードをいいます。(券面には「割」印が表示されます)
- 「SF」とは、ICカード乗車券に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引き換えに充当するものをいいます。
- 「積み増し」とは、ICカード乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。
- 「デポジット」とは、返却することを条件に、ICカードの利用権の代価として收受するものをいいます。
- 「リーダーライター」とは、電波によりICカードから情報を読み込みまたはICカードに記録を書き込むための装置です。バス車内では乗車口に整理券発行器に組み込まれて設置されたものと及び鉄道駅では出場用に設置(青色の「乗車」シールが貼られたもの)されたもの(以下乗車R/Wと表記)と、バス車内では降車口に運賃箱に組み込まれて設置されたもの及び鉄道駅では出場用に設置(黄色の「降車」シールが貼られたもの)されたもの(以下降車R/Wと表記)があります。
- 「鉄道機器」とは鉄道駅に設置された乗車R/W・降車R/W、Nice Pass対応券売機、ハンディR/W等鉄道駅及び車掌が所持するICカード対応機器をさします。
- 「入金機」とは、Nice Passに入金できる機能をもった機器をいいます。また「入金機」では残高確認及びカード内に記録されている直近20件の履歴確認ができます。
- 「Nice Pass・SFカード」とはNice PassのSFカード機能部分をいいます。
- 「Nice Pass定期券」とはNice Passの定期券機能部分をいいます。

第4条 (契約の成立時期)

- ICカード乗車券による契約の成立時期は、Nice Passを購入したときとします。(購入とは入金または定期券機能をカードに付加した時をいいます)
- 個別の運送契約の成立時期は、バス車内または鉄道駅において乗車R/Wで乗車記録をした時とします。

第5条 (使用方法)

- 乗車の際は乗車R/Wに、降車の際は降車R/WにNice Passを必ずあててください。また鉄道を利用した場合、降車時に係員がハンディR/Wにより降車処理をすることがあります。
- Nice Passは個人限定カードです。一般無記名式の場合を除き、原則として本人使用に限ります。
- 上記にかかわらず、本人が「一般カード」を使用し、同一区間乗車の本人及び同行者に対してのみ1枚のカードで複数人の精算を認めます。バスにおいては降車時に申告により、鉄道駅では乗車前に券売機で切符を購入することにより利用が可能です。

第6条 (取扱区間)

遠州鉄道のバス全路線及び鉄道全線。ただし、空港バス路線及び高速バス路線にはご利用いただけません。

第7条 (制限事項等)

- 1回の乗車につき、2枚以上のICカード乗車券を同時に使用することはできません。
- 偽造、変造または不正に作成されたICカード乗車券を使用することはできません。

第8条 (個人情報の取扱)

- 使用者が提出したNice Pass事業に関する個人情報は、当社で管理します。なお、使用者の個人情報とは以下に挙げるものです。
 - Nice Pass申込書などに記載した情報
 - Nice Passカードの利用により発生する情報
 - Nice Passサービスを利用する上で使用者から提供された情報
2. 当社は取得した個人情報を次の目的で利用します。
 - 記名式Nice Passの購入、変更、払い戻し等の申込内容の確認
 - 当社から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 - 当社が行う経営分析、マーケティング活動および商品開発等
 - 当社ならびに当社が適当と認める商品の営業案内(本条末尾記載の遠鉄グループ各社からの営業案内を含む)
3. 当社が取扱う個人情報の第三者への提供および預託
使用者の個人情報は次の場合を除き、第三者へ提供することはありません。
 - 第2項の目的のために、当社と同様の個人情報保護を契約により義務付けた会社等に必要最小限の情報を提供する場合
 - 使用者から事前に了解を得た場合
 - 公的機関等から法令に基づく照会(文書提出命令等)があった場合
4. 記名式Nice Passの購入希望者または変更希望者が、前各項に同意しないときは、記名式Nice Passの発売もしくは記名式Nice Passへの変更は行いません。
<遠鉄グループ各社>
遠州鉄道株式会社、株式会社遠鉄百貨店、株式会社遠鉄百貨店友の会、株式会社遠鉄スト

ア、静岡トヨタ自動車株式会社、遠鉄石油株式会社、遠鉄タクシー株式会社、遠鉄アシスト株式会社、遠鉄観光開発株式会社、遠鉄建設株式会社、株式会社遠鉄自動車学校、遠鉄システムサービス株式会社、日之出自動車工業株式会社、遠鉄ベトナム有限会社、株式会社古田屋、モビリティ遠鉄株式会社、遠鉄インシュアランスパートナーズ株式会社、西遠建設株式会社
※2026年6月現在。なお、最新の遠鉄グループ各社の社名及び具体的な事業内容は、当社ホームページ(https://www.entetsu.co.jp/)に掲載しております。

第9条 (使用者の同意)

使用者は、この規則および、これに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとします。

第10条 (制限または停止)

- 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは次に掲げる制限または停止をすることがあります。発売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限もしくは停止・乗車区間・乗車経路・乗車方法もしくは乗車するバス・電車車両の制限
- 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負いません。

第11条 (ICカードの所有権)

- Nice Passに使用するICカードの所有権は当社に帰属します。ただし、カードの貸与時には通常同時に金銭的価値を付加するため、以降「発売」という表現とします。
- Nice Passが不要になった時及びそのNice Passを使用する資格を失った時は、Nice Passを返却しなければなりません。
- 当社の都合により、予告なく発売したNice Passを交換することがあります。

第12条 (Nice Passの発売条件)

Nice Passは原則として個人カードとします。よって基本的に個人で複数のカードを所持することはできません。また発売時には所定の用紙に必要事項を記入し、Nice Passに個人データを記録することに同意の上発売いたします。ただし、個人データの記録ができない状況下等でNice Passを発売する場合は第13条のデポジットをいただいた上で発売します。

第13条 (デポジット)

- 当社はNice Passを発売する際に、デポジットとしてNice Pass1枚につき500円を收受します。尚、この場合はカード表面にその旨の記載をします。
- Nice Passを返却したときは、第14条、第20条または第29条に定める場合を除き当社はお預かりしているデポジットを返却します。
- デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。
- 当社は一定の条件の下でデポジットを免除することがあります。デポジットを免除されたカードは2項でのデポジットを返却いたしません。

第14条 (Nice Passの失効)

- カードの交換、SFの使用、SFの積み増しまたは定期券の更新のいずれかの取り扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取り扱いが行われない場合には、当該Nice Passは失効します。
- 前項により失効したNice PassのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。

第15条 (利用履歴の確認)

- Nice Passの利用履歴は、バス車内運賃箱、Nice Pass対応券売機、入金機及び遠州鉄道Nice Pass取扱窓口で確認ができます。
- 履歴の確認内容は、利用日時・利用金額・利用場所です。
- 本人がNice Pass利用履歴の開示を遠州鉄道Nice Pass取扱窓口にて、申し出をした場合、ご本人様確認をさせていただく場合があります。
- 代理人がNice Pass利用履歴の開示を遠州鉄道Nice Pass取扱窓口にて、申し出をした場合、申請書を記入していただき、代理人の身分確認のため、公的証明書(免許証等)を提示していただきます。その上で、Nice Passに登録されている個人情報と申請書の個人情報が合致する場合のみ、Nice Pass利用履歴の開示をします。

第16条 (運賃の減算)

- 「Nice Pass・SFカード」をバス・鉄道で利用される場合には、降車時に当該乗車区間の普通旅客運賃に対する額を減算します。尚、小児・障がい者カードの場合は、適用される割引後の額を減算します。
- 一般カードで複数人精算をする場合は、バスでは精算する複数人の内容を乗務員に告げて、乗務員が金額を設定した後まとめて減算することができます。鉄道では乗車前にNice Pass対応券売機にて予め切符を購入していただきます。

第17条 (積み増し)

- Nice Passは、バス車内運賃箱、Nice Pass対応券売機、入金機、遠州鉄道Nice Pass取扱窓口によりSFを積み増すことができます。
- Nice Passには、1,000円から10,000円まで1,000円単位で任意にSFを積み増すことができます。

第18条 (残高の確認)

Nice PassのSF残高は、バス車内運賃箱、整理券発行器、鉄道機器、入金機、遠州鉄道Nice Pass取扱窓口等により確認ができます。

第19条 (効力)

- 「Nice Pass・SFカード」は片道1回の乗車に限り有効なものとします。
- 途中下車の取り扱いはありません。

第20条 (無効となる場合等)

「Nice Pass・SFカード」は次の各項の1に該当する場合は、無効として回収します。デポジットを預かっている場合は返却しません。

- 「学生カード」「小児カード」並びに「障がい者カード」を本人以外の者が利用した場合
- 偽造、変造または不正に作成された「Nice Pass・SFカード」を所持している場合
- その他不正乗車の手段として使用した場合

第21条 (不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第20条の各項の1に該当する場合は、乗車地からの区間に対する普通旅客運賃と、その倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受します。
前項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、乗車地が判明しない時は始発からの乗車とみなします。

第3章 Nice Pass ・ SFカード

第22条 (再発行)

「Nice Pass・SFカード」は以下の場合に再発行を致します。

- 紛失あるいは盗難にあったカードについて遠州鉄道Nice Pass取扱窓口に使用停止の連絡をされた方で、かつ最初にカードを購入された時にカードに個人データが記録されている方に対し、利用停止の直前の残高にて新しいNice Passを再発行します。尚、処理の都合上再発行には1週間程度かかります。この際手数料500円を申し受けます。また、使用停止の申し込みを受け付けた後、これを取り消すことはできません。
- 「Nice Pass・SFカード」が破損等により利用できなくなった場合は、当該カードを遠州鉄道Nice Pass取扱窓口に提出する事により手数料なしで再発行します。(残高は引き継ぎます)ただし旅客の責または故意によって破損等があった場合は、当該カードを回収し新規購入となります。(残高は引き継ぎません。)

第23条 (当社の免責事項)

紛失した「Nice Pass・SFカード」の使用停止措置が完了するまでの間に、当該「Nice Pass・SFカード」の払い戻しやSFの使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

第24条 (払い戻し)

- 「Nice Pass・SFカード」が不要になった場合は、遠州鉄道Nice Pass取扱窓口にカードを提出することで、当該カードのSF残高のうち当社規定に基づいた相当金額の払い戻しを請求することができます。この場合手数料として1枚につき200円を申し受けます。また、当該カードを当社に返納される場合はデポジットをいただいている場合につき、相当金額を返却いたします。
- 本人が「Nice Pass・SFカード」を遠州鉄道Nice Pass取扱窓口にて、払い戻しをする場合、申請書を記入していただきます。その上で、Nice Passに登録されている個人情報と申請書の個人情報 が合致する場合のみ、払い戻しをします。
- 代理人が「Nice Pass・SFカード」を遠州鉄道Nice Pass取扱窓口にて、払い戻しをする場合、申請書を記入していただき、代理人の身分確認のため、公的証明書(免許証等)を提示していただきます。その上で、Nice Passに登録されている個人情報と申請書の個人情報 が合致する場合のみ、払い戻しをします。
- 無記名式「Nice Pass・SFカード」においては、前項2・3によらず、持参人に払い戻しをします。

第25条 (発売)

「Nice Pass定期券」の購入申し込みがあった場合は、窓口にて所定の用紙に必要事項を記入し提出された旅客に対し、発売条件に適用する次の定期券を発売します。

- 通学定期…学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所または当社の指定する学校に通学または通園する者に対して発売します。(学生または小児カードで発売)
- 高齢者定期…発売日に満70才以上または満60才以上で自動車運転免許証返納者に対して所定の証明書を提出した旅客に対して発売します。
- 通勤定期…1項、2項以外の旅客に対して発売します。(一般カードで発売) 尚、各定期券の割引率・区間・期間・障がい者割引等については、別に定める当社規定によります。

第26条 (運賃の減算)

- 有効期間内の定期乗車券を使用し券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車(乗り越し)として取り扱い、別途乗車区間の普通運賃相当額を收受します。
- 有効期間の開始前及び有効期間の終了日翌日以降は、定期券の効力はなく「Nice Pass・SFカード」として乗車区間に対する普通運賃を收受します。

第27条 (定期券発行証明書)

「Nice Pass定期券」を発売した場合は、カード券面に利用可能区間、期間等の印字をします。ただしカード券面に印字ができない状況下にて「Nice Pass定期券」を発売した場合は、窓口にて「定期券発行証明書」を同時に発行します。この証明書は本人の覚えであり、必ずNice Passと伴に携帯して下さい。定期券の効力はありませんので、当該証明書にての乗車は以下の場合を除いて不可とし、普通運賃を收受します。

- 機器類の故障により、Nice Passの利用ができなくなった場合で乗務員が認めた場合
- 当社の都合により、利用できる路線・期間等を定めて、事前に公示等により旅客に知らせた場合。

第28条 (効力)

「Nice Pass定期券」は、特に利用者を限定しない条件で発売された定期券を除き記名人のみ使用を認めます。

第29条 (無効となる場合)

「Nice Pass定期券」は次の各項の1に該当する場合は、無効として回収します。デポジットを預かっている場合は返却しません。

- 特に利用者を限定しない条件で発売された定期券を除き、記名人以外が使用をした場合
- 偽造、変造または不正に作成された「Nice Pass定期券」を所持している場合
- その他不正乗車の手段として使用した場合

第30条 (不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第29条の各項の1に該当する場合は、当社運送約款及び営業規則の規定により定められた旅客運賃・増運賃を收受します。

第31条 (再発行)

「Nice Pass定期券」は以下の場合に再発行を致します。

- 紛失あるいは盗難にあったカードについて遠州鉄道Nice Pass取扱窓口に使用停止の連絡をされた方に対し、同一券面にて新しいNice Passを再発行します。尚、処理の都合上再発行には1週間程度かかります。この際手数料500円を申し受けます。また、使用停止の申し込みを受け付けた後、これを取り消すことはできません。
- 「Nice Pass定期券」が破損等により利用できなくなった場合は、当該カードを遠州鉄道Nice Pass取扱窓口に提出する事により手数料なしで再発行します。(同一券面での発行となります)ただし旅客の責または故意によって破損等があった場合は、当該カードを回収したうえ、新規購入となります。

第32条 (当社の免責事項)

紛失した「Nice Pass定期券」の使用停止措置が完了するまでの間に、当該「Nice Pass定期券」の払い戻し等で生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

第33条 (払い戻し)

- 「Nice Pass定期券」が不要になった場合は、遠州鉄道Nice Pass取扱窓口にカードを提出することにより、当社の運送約款及び営業規則の規定により算出された当該カードの定期券残高の払い戻しを請求することができます。この場合、手数料として1枚につき500円を申し受けます。また、当該カードを当社に返納される場合はデポジットをいただいている場合につき、相当金額を返却いたします。
 - 本人が「Nice Pass定期券」を遠州鉄道Nice Pass取扱窓口にて、払い戻しをする場合、申請書を記入していただきます。その上で、Nice Passに登録されている個人情報と申請書の個人情報 が合致する場合のみ、払い戻しをします。
 - 代理人が「Nice Pass定期券」を遠州鉄道Nice Pass取扱窓口にて、払い戻しをする場合、申請書を記入していただき、代理人の身分確認のため、公的証明書(免許証等)を提示していただきます。その上で、Nice Passに登録されている個人情報と申請書の個人情報 が合致する場合のみ、払い戻しをします。
- 付則 Nice Passオートチャージは、オートチャージ利用規則を別に定めるものとします。

NicePass オートチャージサービス取扱規則

第1章 総則

第1条 (目的)

この規則は、遠州鉄道株式会社(以下「当社」という。)(が定めたICカード乗車券取扱規則に基づいて定める規則であり、当社と会員契約を行った、ICカード乗車券取扱規則に定める記名式NicePassの使用者が、当社の鉄道ICカード処理機又はバス運賃箱(以下あわせて「ICカード処理機」という。))を利用する際に、NicePass内のバリュー残額が一定金額以下であるときに、オートチャージ設定情報が記録されたNicePassに対して当該ICカード処理機で一定金額を自動的にチャージし(以下このチャージを「オートチャージ」という。)、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス(以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」という。))の内容と使用条件を定めることを目的とします。

第2条 (適用範囲)

- NicePassにかかわる取扱いのうち、オートチャージサービスにかかわる取扱いは、この規則の定めるところによります。この規則に定めのないNicePassの取扱いについては、ICカード乗車券取扱規則の定めるところによります。
- 決済カードの取扱いについては、決済カードの規約の定めるところによります。
- この規則が改定された場合、以後のオートチャージサービスについての取扱いは、改定された規則の定めるところによります。
- この規則及びこの規則に基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

第3条 (用語の定義)

- この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。
 - 「**会員**」とは、当社とオートチャージサービスの提供にかかわる契約を結んだ、記名式NicePassの使用者(決済カードの名義人と異なる場合、決済カードの名義人を含む)をいいます。
 - 「**決済**」とは、会員が決済カードにより利用代金を支払うことをいいます。
 - 「**決済カード**」とは、オートチャージサービスにかかわる利用代金が生じることにより、当社への決済手段として使用するために登録したクレジットカードをいいます。
 - 「**オートチャージ設定情報**」とは、オートチャージサービスを提供するために、記名式NicePassに記録された情報をいいます。
 - 「**オートチャージNicePass**」とは、オートチャージ設定情報が記録された記名式NicePassをいいます。
 - 「**新規設定NicePass**」とは、記名式NicePass発売時にオートチャージ設定情報を記録することにより、オートチャージNicePassにした新規NicePassをいいます。
 - 「**設定情報追加**」とは、発売済の記名式NicePassにオートチャージ設定情報を記録することにより、当該NicePassをオートチャージNicePassにすることをいいます。
 - 「**オートチャージ実行判定金額**」とは、ICカード処理機においてオートチャージ実行可否の判定をする金額をいいます。
 - 「**オートチャージ実行金額**」とは、ICカード処理機においてオートチャージする金額をいいます。
- 前各号に定めのない用語については、ICカード乗車券取扱規則の定めるところによります。

第4条 (会員登録と契約の成立)

- オートチャージサービスの会員登録は、会員希望者が、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて当社指定の申込箇所へ登録希望の申込みを行い、当社指定のクレジットカード会社が登録希望のあったクレジットカードを決済カードとして承認し、当社において、新規設定NicePassの発売のための会員登録手続きを完了したとき、又はNicePass取扱事業者において設定情報追加の手続きを完了したときに、当社と会員の間において成立します。
- 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員希望者の会員登録を承認しません。この場合、会員希望者が申込みのために提出した書類は、当社が特に認めた場合を除き、返却しません。なお、本条に基づく会員希望者の不利益に対し、当社はその責めを負いません。
 - 申込み方法の誤りや、提出した書類への記入不足、記入不鮮明、提出書類不足、その他申込みに不備があった場合
 - 会員希望者、記名式NicePassの使用者、登録希望のあった決済カードの名義人が同一人でない場合、又は生年月日が一致しない場合(ただし、同居家族の記名式NicePassの使用者はこの限りではない)
 - 登録希望のNicePassが無記名式NicePassである場合
 - 登録希望の決済カードが当社指定のクレジットカードではない場合
 - 登録希望の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が、会員希望者のクレジットカードを決済カードとして承認しなかった場合
 - その他当社が会員希望者を会員とすることを不適当と判断した場合

第5条 (新規設定 Nice Passの 契約の 成立)

新規設定NicePassを発売する際の、記名式NicePassの使用にかかわる契約は、ICカード乗車券取扱規則にかかわらず、オートチャージサービスの会員登録が完了したときに、当社と記名式NicePassの使用者の間において成立します。

第6条 (デポジットの 収受 方法)

新規設定NicePassを発売する際のデポジットは、現金または決済カードにて収受します。

第7条 (オートチャージ設定情報追加の登録)

当社所定の手続きにより設定情報追加の申込みを行い、当社から設定情報追加の手続きの通知を受けた会員希望者は、当該通知に記載された期限内に、オートチャージ設定情報を変更できる当社に当該通知を呈示して、記名式NicePassへ設定情報追加を行っていただきます。

第8条 (オートチャージサービスの有効期限)

- オートチャージサービスには有効期限を設定します。会員の有効期限は当社から通知します。
- 会員の有効期限が到来する場合で、当社及び会員の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が引続き会員と認める場合には、有効期限を更新します。更新の手続きは当社から通知します。
- 前項の通知を受けた会員は、有効期限が到来する前に、オートチャージ設定情報を変更できる当社に当該通知を呈示して、更新の手続きを行っていただきます。
- 期限内に前項の更新の手続きを行わなかった会員は、有効期限の到来をもって退会となります。ただし、当社が特に認めた場合には、退会を取り消すことがあります。
- 会員が第2項の更新を認められなかった場合、会員は有効期限の到来をもって退会となります。

第2章 オートチャージ会員登録契約

第9条 (個人情報の取扱い)

- 会員希望者がオートチャージサービスの会員登録を申し込むときに申込書に記載した、又は決済カードを取り扱うクレジットカード会社が会員希望者から同意を得て当社へ提供した、氏名、生年月日、性別、記名式NicePassに登録する電話番号、オートチャージNicePass又はオートチャージNicePassにかかわる通知・案内の送付先住所、連絡先住所、連絡先電話番号、メールアドレス、決済カード番号・有効期限・決済カードのセキュリティコード、クレジットカード会社に登録の電話番号及び会員希望者が提出した公的証明書等(以下「**会員個人情報**」という)の取扱いは、次の各号のとおりとします。
 - 取得した会員個人情報は当社が管理します。
 - 当社は、取得した会員個人情報を、次の目的で利用します。
 - 会員及び会員希望者の本人確認
 - オートチャージサービスにかかわる利用代金の決済
 - 当社から会員へのオートチャージNicePass及びオートチャージNicePassにかかわる通知・案内の送付
 - 当社から会員及び会員希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
- 前項のほか、使用者が記名式NicePassの購入を申し込むときに提出した氏名、生年月日、性別、記名式NicePassに登録する電話番号の取扱いは、ICカード乗車券取扱規則に定めるところによります。

第10条 (会員の退会)

- 次の各号のいずれかに該当する場合、会員は退会となります。
 - 会員の不在等により、新規設定NicePassを交付できなかった場合
 - 会員がオートチャージサービスを解約できる当社に当該事業者が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等とNicePassを呈示してオートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合
 - 会員のオートチャージNicePassが失効した若しくは無効であったこと、又は払い戻されたことが判明した場合
 - 会員の決済カードが無効又は解約となったことが判明した場合
 - 会員登録後に、会員の申込みが会員登録を承認しない事項に該当することが判明した場合
 - クレジットカード会社が、会員のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合
 - その他この規則に定める会員の退会事由に該当した場合
- 退会による会員の損害に対し、当社はその責めを負いません。また、当社が特に認めて退会を取り消した場合、退会を取り消すまでの間の会員の一切の不利益に対し、当社はその責めを負いません。
- 会員は、退会後であっても、退会前に発生したオートチャージサービスにかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承していただきます。

第11条 (交付できなかった新規設定 Nice Passの失効)

- 会員に交付できなかった新規設定NicePassは、会員登録の翌日を起算日として、1年間を経過した場合は失効となります。
- 前項により失効した場合、記名式NicePassの使用者はデポジットの返却を請求することはできません。

第12条 (オートチャージ Nice Passが無効となる場合)

- オートチャージNicePassは、次の各項のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジット及びNicePassに記録されている一切の金銭的価値及び乗車券等は返却しません。
- 決済カードの名義人でない者が、名義人と偽って会員登録したことが判明した場合
 - その他不正な手段で会員登録をしたことが判明した場合

第13条 (オートチャージ Nice Passの使用方法及び制限事項)

- 設定情報追加を行う発売済NicePassは、第7条に定める設定情報追加の手続き完了後に、オートチャージNicePassとして取り扱います。
- 会員退会後のオートチャージNicePassは、記名式NicePassとして取り扱います。

第14条 (オートチャージサービスの制限又は停止)

- 当社は以下の場合、オートチャージサービスの取扱いを制限又は停止をすることがあります。
 - 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により、オートチャージサービスの取扱いが困難であると当社が認めた場合
 - コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により、当社がオートチャージサービスの取扱いの中止を必要と判断した場合
- 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

第15条 (オートチャージ)

- オートチャージNicePassは、次の各号の条件をすべて満たすときには、当社が定めるICカード処理機を利用する際に、オートチャージすることができます。
 - オートチャージNicePassに記録されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき
 - オートチャージNicePassのバリュー残額がオートチャージ実行判定金額以下であるとき
 - NicePassが利用可能な状態になっているとき
 - 決済カードが決済ができる状態になっているとき
- オートチャージする金額はオートチャージサービスにかかわる利用代金として決済カードから収受します。
- 前各項にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合には、オートチャージできないことがあります。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負いません。
- 実行したオートチャージを取り消すことはできません。

第16条 (オートチャージサービスの免責事項)

- オートチャージNicePassを紛失した使用者が当該NicePassの紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、及び紛失したオートチャージNicePassの再発行整理票発行日におけるオートチャージや払いもどし、バリューの使用等で生じた使用者の損害については、当社はその責めを負いません。その他本規則に基づく取扱いに関して生じる使用者の損害については、当社はその責めを負いません。

継続定期券ネット予約サービス利用規約

第1条 (適用範囲)

- 以下は、遠州鉄道鉄株式会社(以下「当社」といいます)が提供するインターネットを利用した定期券ネット予約サービス(以下「本サービス」といいます)をご利用になる場合の一切に適用します。
- 本サービスをご利用になるお客さま(以下「お客さま」といいます)は、以下の内容を承諾されたものとします。

第2条 (本サービスの変更、中止について)

本サービスの内容を、事前の予告なしに、変更・追加及び廃止することがあります。この変更・追加は、当社が別途定める場合を除き、ホームページ上に掲載した時点より効力を生じます。

第3条 (本サービスの内容及びご利用方法)

- 予約・受取ともに、定期券使用開始日の1ヶ月前から受付いたします。予約完了後、定期券の使用開始日当日までに受取をお願いいたします。以降は予約が自動取消となります。
- 受取は専用端末またはナイスバス取り扱い窓口となります。
- お支払いはクレジットカード決済となります。 VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club INTERNATIONAL、Discover
- ご予約完了の内容は変更できません。変更をご希望される場合は予約取消の後、再度ご予約ください。
- 定期券の購入に関する事項は、当社が定める運送約款及びICカード乗車券取扱規則等、一切の約款に基づきます。
- 誤って定期券を購入された場合を含め、定期券の払戻はナイスバス取り扱い窓口で受付します。
- 払戻の際の計算方法は当社の運送約款等によります。使用日数によっては払戻額が無い場合があります。

第4条 (免責)

- 当社は、本サービスの利用により発生したお客さまの損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。
- また、お客さまが本サービスの利用により、他のお客さま、またはお客さま以外の第三者に損害を与えた場合は、お客さまの責任と負担において相手者との紛争を解決するものとします。

第5条 (その他禁止事項)

- お客さまは、本サービス利用に際して次の行為を行わないものとします。
- 他者になりすまして、本サービスを利用する行為
 - 当社および他のお客さまに迷惑・不利益を与える行為
 - 当社の情報を改ざん、消去する行為
 - 本サービスに支障をきたす恐れのある行為

第6条 (個人情報の取扱い)

- 定期券予約に関して入力いただいた個人情報は当社で管理いたします。
 - お客さまに入力いただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
 - 定期券のご利用および紛失等に関わるご連絡
 - 本サービスのご利用
 - 予約していただいた定期券の発券業務
 - お申込内容の確認
 - 当社の運送約款等に基づく定期券に関わるサービスの実施及び改善詳細については、個人情報保護方針をご確認ください。
- ※本サービスで登録していただく個人情報については、サーバIDとSSLによる暗号化通信を利用し、保護されます。なお、パソコンの使用環境によっては、個人情報がキャッシュに保持される場合があります。個人情報を入力していただいた後は、特にお取り扱いにご注意下さい。

新規定期券ネット予約サービス利用規約

第1条 (適用範囲)

- 以下は、遠州鉄道株式会社(以下「当社」といいます)が提供するインターネットを利用した定期券ネット予約サービス(以下「サービス」といいます)をご利用になる場合の一切に適用します。
- 本サービスをご利用になるお客さま(以下「お客さま」といいます)は、以下の内容を承諾されたものとします。

第2条 (本サービスの変更、中止について)

本サービスの内容を、事前の予告なしに、変更・追加及び廃止することがあります。この変更・追加は、当社が別途定める場合を除き、ホームページ上に掲載した時点より効力を生じます。

第3条 (本サービスの内容及びご利用方法)

- 予約・受取ともに、定期券使用開始日の1ヶ月前から受付いたします。
- 定期券の受取は、ナイスバス取り扱い窓口又は配送にてお願いいたします。
- クレジットカード決済に限りご利用になります。以下のクレジットカードがご使用になれます。 VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club INTERNATIONAL、Discover
- ご予約完了の内容は変更できません。変更をご希望される場合は予約取消の後、再度ご予約ください。
- 定期券の購入に関する事項は、当社が定める運送約款及びICカード乗車券取扱規則等、一切の約款に基づきます。
- 誤って定期券を購入された場合を含め、定期券の払戻はナイスバス取り扱い窓口で受付します。
- 払戻の際の計算方法は当社の運送約款等によります。使用日数によっては払戻額が無い場合があります。
- 配送はヤマト運輸株式会社に委託をしております。
- 配送に関する事項はヤマト運輸株式会社の宅急便約款及び宅急便コンパクト約款に基づき配送をさせていただきます。

第4条 (免責)

- 当社は、本サービスの利用により発生したお客さまの損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。
- また、お客さまが本サービスの利用により、他のお客さま、またはお客さま以外の第三者に損害を与えた場合は、お客さまの責任と負担において相手者との紛争を解決するものとします。

第5条 (その他禁止事項)

- お客さまは、本サービス利用に際して次の行為を行わないものとします。
- 他者になりすまして、本サービスを利用する行為
 - 当社および他のお客さまに迷惑・不利益を与える行為
 - 当社の情報を改ざん、消去する行為
 - 本サービスに支障をきたす恐れのある行為

第6条 (個人情報の取扱い)

- 定期券予約に関して入力いただいた個人情報は当社で管理いたします。
 - お客さまに入力いただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
 - 定期券のご利用および紛失等に関わるご連絡
 - 本サービスのご利用
 - 予約していただいた定期券の発券業務
 - お申込内容の確認
 - 当社の運送約款等に基づく定期券に関わるサービスの実施及び改善詳細については、個人情報保護方針をご確認ください。
- ※本サービスで登録していただく個人情報については、サーバIDとSSLによる暗号化通信を利用し、保護されます。なお、パソコンの使用環境によっては、個人情報がキャッシュに保持される場合があります。個人情報を入力していただいた後は、特にお取り扱いにご注意下さい。

第3章 オートチャージサービスの提供